

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題（解答）

試験実施日：令和 年 月 日

受験者名：（事業者名）

（氏名）

問1 次の問題に答えて下さい。

1. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から（ ）を経過していない者であるとき、許可をしてはならない。（**道路運送法第7条**）

答. 5年

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、具体的に何を変更する際に認可が必要となるか、2つ記入しなさい。（**道路運送法第15条、施行規則第4条第7項**）

（営業区域、営業所の位置、自動車車庫の位置及び収容能力）

問2 次の文章のうち正しいものには○、間違っているものには×をつけて下さい。

（○）1. 一般旅客自動車運送事業者は、正当な事由がある場合、運送の申し込み受けた順序によらずに旅客の運送を行うことができます。（**道路運送法第14条**）

（○）2. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。（**運輸規則第3条**）

（○）3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（**運輸規則第16条**）

（○）4. 旅客自動車運送事業者は乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又は補助をすることが出来ないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。（**運輸規則第21条**）

（×）5. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。（**運輸規則第18条**）

- (×) 6. 道路運送法関係法令では、事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければならないと規定されているが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていない。**(運輸規則第2条)**
- (×) 7. 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者は、認可を受けた運賃の範囲内で運賃を定め、あらかじめその旨を届け出なければならない。
(道路運送法第9条の2)
- (×) 8. 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。**(道路運送法第29条)**
- (×) 9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。
(運輸規則第7条の2)
- (×) 10. 一般旅客自動車運送事業者は、営業区域内から営業区域外への運送は行えるが、営業区域外から営業区域内への運送は行えない。**(道路運送法第20条)**
- (○) 11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収書を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。**(運輸規則第10条)**
- (○) 12. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。**(道路運送法第8条)**
- (×) 13. 旅客自動車運送事業者は55歳以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
(運輸規則第38条)
- (○) 14. 一般貸切旅客自動車運送事業者廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。**(施行規則第25条)**
- (○) 15. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求めなければならない。**(運輸規則第24条)**
- (○) 16. 道路運送法には、一般貸切旅客自動車運送事業者が貸切バスを運転させることができる運転者に関する要件が規定されている。**(道路運送法第25条)**
- (×) 17. 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任するときに

は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
(**道路運送法第22条の2**)

- (○) 18. 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転手は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。
(**運輸規則第50条**)
- (✗) 19. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車内に運賃及び料金を旅客に見やすいように掲示しなければならない。
(**運輸規則第4条**)
- (○) 20. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件による求めはならない。
(**運送法第30条**)
- (○) 21. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃及び料金の割戻しをしてはならない。
(**道路運送法第10条**)
- (○) 22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要について記録するとともに、その記録を3年間保存しなければならない。
(**運輸規則第26条の2**)
- (✗) 23. 一般旅客運送事業者は、営業所ごとに最低1名の運航管理者を選任する義務があるが、事業用自動車が30両以上の営業所では、事業者の判断により運行管理者の数を増やす必要がある。
(**道路運送法第23条**)
- (✗) 24. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称を変更するときは、事業計画変更の認可を受けなければならない。
(**道路運送法第15条**)
- (○) 25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。
(**運輸規則第28条**)
- (✗) 26. 一般貸切旅客自動車運送事業者における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。
(**道路運送法第95条、道路運送法施行規則第65条**)
- (✗) 27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、30日前までに届け出なければならない。
(**施行規則第11条**)
- (○) 28. 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別ごとに受けなければならない。
(**道路運送法第4条**)